



年金

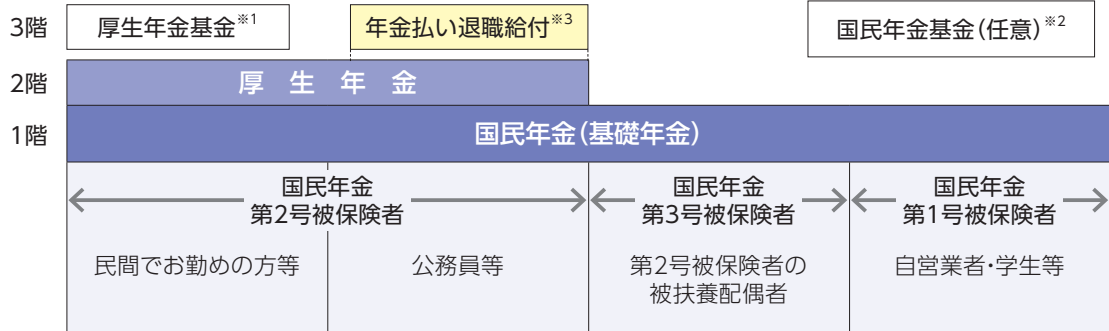
対象外
短期組合員等

公務員の年金制度

公務員の年金には公的年金である「厚生年金」および「基礎年金(国民年金)」と、公務員の退職給付の一部として設けられている「年金払い退職給付」があります。

公的年金は給付事由によって、老齢給付・障害給付・遺族給付の3種類の給付があります。

● 公的年金の体系



- ※1 事業主が設立し(任意)その被用者のみ加入
- ※2 国民年金法で規定されている任意加入の私的年金
- ※3 平成27年10月1日に創設された公務員の新たな退職給付

● 厚生年金被保険者の種類と実施機関

対象者	厚生年金被保険者			
	一般厚生年金 (1号厚年)	公務員厚生年金		私学厚生年金 (4号厚年)
加入する 厚生年金		(2号厚年)	(3号厚年)	
加入者	民間でお勤めの方、 短期組合員等 ^{※2}	国家公務員	地方公務員等 (公立学校教職員等)	私立学校 教職員
実施機関 ※1	日本年金機構 (年金事務所)	国家公務員 共済組合	地方公務員共済組合(公立学校 共済組合、東京都職員共済組合、 市町村職員共済組合等)	私立学校振興・ 共済事業団

- ※1 年金を決定・支給する組織
- ※2 臨時的任用教職員、再任用短時間職員、会計年度任用職員、時間講師等

年金等相談コーナーのご案内

今後の生活設計にお役立ていただくため、年金・退職手当・医療保険の相談を個別にお受けしています。各担当者が組合員に直接、ご説明をいたします。(事前予約制)

- **申込方法**：相談希望日の一週間前までに申込みください。**予約☎：03-5320-6828**
※相談者の履歴確認等の準備のため、必ず申込みの上、来庁ください。
- **相談方法**：原則、組合員本人と面談により行います。来庁時に本人確認を行います。
※本人確認のできる書類等を必ず持参してください。
- **利用時間**：平日(土・日・祝日及び年末年始の休日等を除く)40分程度
①9時30分 ②10時30分 ③13時30分 ④14時30分 ⑤15時30分
※退職手当の相談は2月から5月中旬まで休止
- **相談場所**：東京都新宿区西新宿2-8-1東京都庁第二本庁舎14階南側
公立学校共済組合東京支部(教育庁福利厚生部内)「年金等相談コーナー」

◎ご自身の老齢年金等の見込額を確認する方法

「ねんきん定期便(毎年誕生月の下旬に郵送)」、「給付算定基礎額残高通知書(毎年7月下旬に郵送)」、「地共済年金情報Webサイト(インターネット(<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>))で利用申込みが必要)」等があります。



1 老齢給付

1 老齢給付の支給開始と支給要件

老齢給付とは、ある一定の年齢に到達したときに支給される年金のことです。

原則65歳から「老齢基礎年金」「老齢厚生年金」「経過的職域加算額(退職共済年金職域年金相当部分)」「年金払い退職給付」の合計4つの年金が受給できます。

※ 昭和36年4月1日以前に生まれた方は経過措置により支給開始年齢が異なります。

	← 平成27年9月までの期間分 →	← 平成27年10月以降の期間分 →
3階	経過的職域加算額 (退職共済年金職域年金相当部分) <支給要件> ・ 公的年金制度の加入期間が10年以上あること ・ 平成27年9月以前に引き続き公務員共済組合の加入期間が1年以上あること 旧 3階部分	年金払い退職給付 <支給要件> ・ 引き続き公務員共済組合の加入期間が1年以上あること ・ 公務員共済組合員でないこと 新 3階部分
2階	老齢厚生年金 (被用者年金) <支給要件> ・ 公的年金制度の加入期間が10年以上あること ・ 厚生年金保険の加入期間が1年以上あること	
1階	老齢基礎年金 (国民年金) <支給要件> ・ 公的年金制度の加入期間が10年以上あること	

2 年金額の計算方法

● 老齢基礎年金(国民年金)(1階部分)

老齢基礎年金は満額で795,000円(令和5年度)です。未納期間がある方は加入月数に応じて年金額が計算されます。

$$\text{老齢基礎年金額の額} = 795,000\text{円} \times \frac{\text{加入月数}}{480\text{月}(40\text{年間})}$$

● 老齢厚生年金(2階部分)

報酬に比例し、平均標準報酬(月)額と加入期間に基づき算出されます。

また、65歳到達時に以下の①、②の両方の条件に当てはまる場合に、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

65歳到達時に

- ① 年金請求者の厚生年金加入期間が20年以上
- ② 65歳から支給される「老齢厚生年金」の受給権発生時に生計を共にする加給年金額対象者がいる。

対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額(令和5年度)
配偶者	65歳未満の配偶者 ^{※1}	恒常的収入が年額850万円(または所得額が655万5千円)未満 ^{※2}	397,500円
子	・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ・ 20歳未満で障害等級が1、2級に該当する障害状態にある子	※2 おおむね5年以内に定年等の理由で収入が上記の額を下回る見込みの場合は該当します。	2人まで(1人につき) …228,700円 3人目から(1人につき) …76,200円

※1 加給年金額対象者が20年以上の加入期間を有する老齢厚生年金の受給権利が発生する(特別支給を含む。)または、障害を事由とする年金を受けた場合、加給年金額は支給停止されます。

● 経過的職域加算額(退職共済年金職域年金相当部分)(旧3階部分)

平成27年9月末日までの公務員共済組合の加入期間の報酬に比例し、平均給与(給料)月額と加入期間に基づき算出されます。

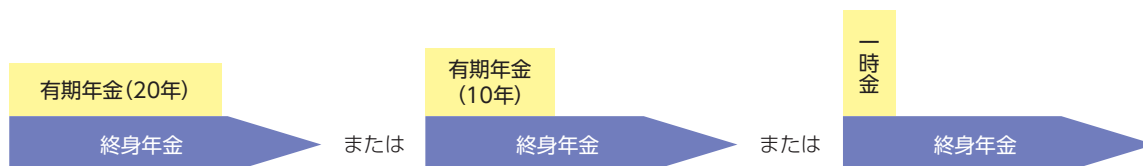
● 年金払い退職給付(新3階部分)

実際に支払った掛金や期間に応じた利子等を元に給付算定基礎額を算出し、実際に支給される年金額を算出します。

<受取方法>

有期年金と終身年金に分かれており、有期年金の受取方法が選択できます。

有期年金の受取方法は、20年、10年または一時金のいずれかを選択します。



3 老齢給付の繰上げ／繰下げ請求

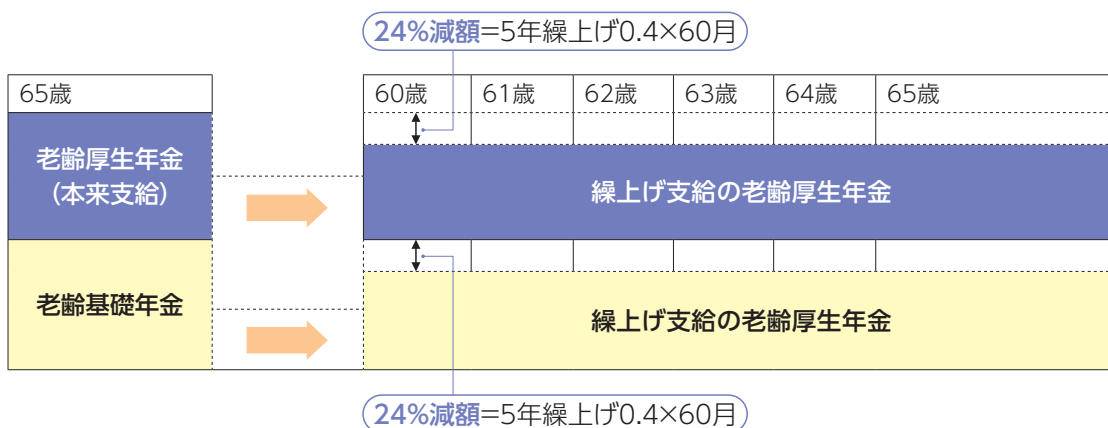
● 60歳からの繰上げ支給

60歳以降であれば、希望により年金を繰り上げて受給することができます。ただし、支給される年金額は1月当たり0.4%※の割合で減額され、生涯減額されたままの額となる等の制約があります(昭和37年4月2日以降生まれの方の場合)。

※ 昭和37年4月1日以前生まれの方は、1月当たりの減額率が0.5%です。

【例】60歳で繰上げ請求する場合

老齢基礎年金、一般厚生年金、私学厚生年金など65歳から受給するすべての公的年金の老齢年金を同時に繰り上げることが条件となります。



● 65歳からの繰下げ支給

65歳からの老齢年金は本人の申出により66歳以降の希望する月から繰り下げて受給することができます。繰下げ支給の年金額は1月当たり0.7%の割合で増額されて支給されます(加給年金額、在職により支給停止となっている部分の年金に対する増額はありませぬ)。繰下げは75歳まで(最高120月)となります。

2 障害給付

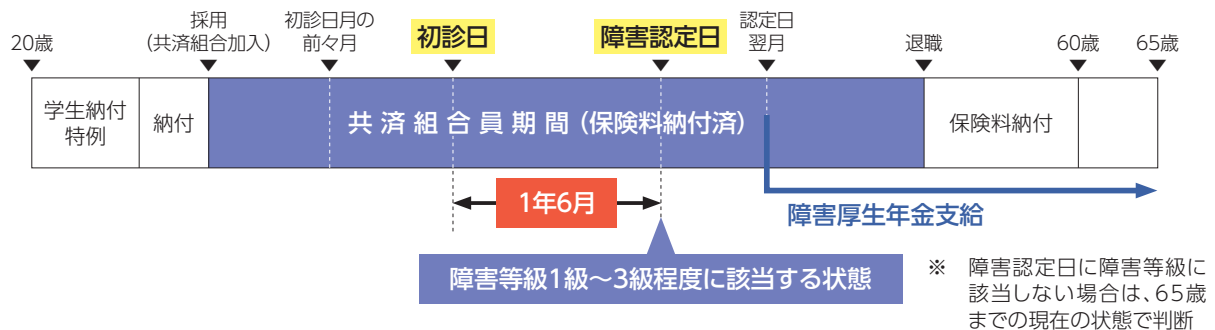
「障害厚生年金」は、組合員期間中に初診日がある傷病により、法に定める障害等級1級、2級または3級に該当する程度の障害状態になったときに公立学校共済組合から支給される年金です。傷病が初診日から5年以内に治り(症状が固定し)、3級の障害よりやや程度の軽い障害の状態である場合には「障害手当金」が支給されます。

また、障害等級が1級または2級のときは、日本年金機構から国民年金法による「障害基礎年金」も併せて支給されます。

1 障害厚生年金の受給要件

次のア、イ、ウ **すべてを満たすこと**が必要です。

- ア 組合員期間中に病気にかかりまたは負傷した方が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)があること
- イ 初診日から起算して原則1年6月を経過した日(以下「障害認定日」という。)または障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級から3級までの状態にあること
- ウ 初診日の前日において、以下の①または②の保険料納付要件を満たしていること
 - ① 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの、公的年金に加入しなければならない期間(合算対象期間を除く)のうち、保険料納付済期間か免除期間(学生納付特例期間等を含む)が3分の2以上あること
 - ② 初診日が令和8年3月31日以前で、初診日に65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと



2 障害程度の認定基準(障害等級)

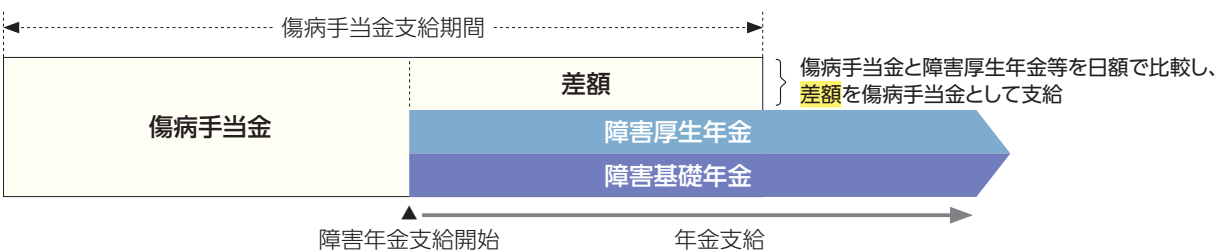
障害年金に該当する状態とは、障害認定日において法令で定める障害の程度(認定基準)に該当する状態です。障害程度の認定基準(各公的年金制度共通)は次頁の表のとおりです。

なお、障害年金の障害等級は障害者手帳の障害等級とは異なります。

1級	<p>身体の機能障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、*日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとしします。</p> <p>*「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもので、例えば身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないまたは行ってはいけないもの。活動範囲がおおむね病院内の生活でいえばベッド周辺に限られ、家庭内の生活でいえば就床室内に限られるものです。</p>
2級	<p>身体の機能障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、*日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとしします。</p> <p>*「日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは必ずしも人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度です。例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないまたは行ってはいけないもの。活動範囲がおおむね病院内の生活でいえば病棟内に限られ、家庭内の生活でいえば家屋内に限られるものです。</p>
3級	<p>労働が著しい制限を受けるかまたは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとしします。「傷病が治らないもの」にあつては、労働が制限を受けるかまたは労働に制限を加えることを必要とする程度のものとしします。</p>

3 傷病手当金との調整

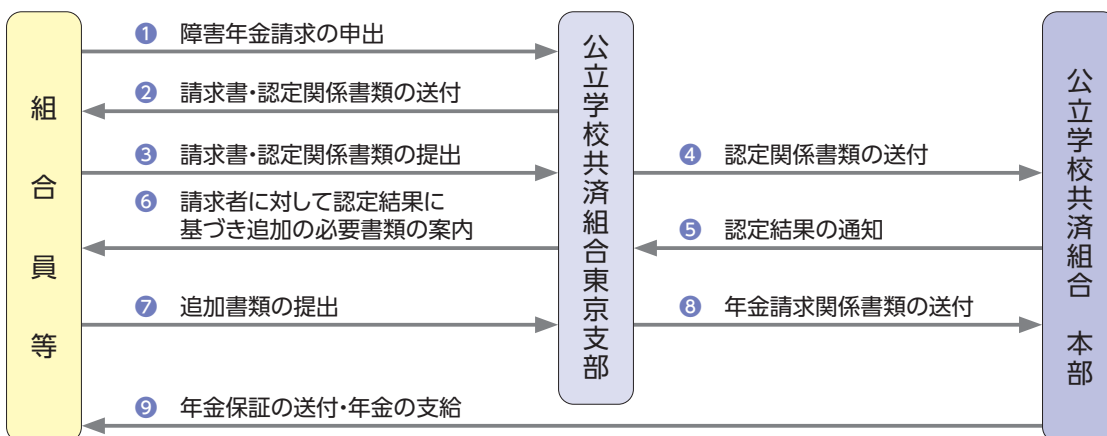
「傷病手当金」を受給している方が障害厚生年金や障害基礎年金を受給する場合には、以下のように調整されます。



4 障害年金請求手続の流れ

障害厚生年金の請求手続は「障害程度の認定」と「障害厚生年金」の決定請求の2段階です。認定関係書類の提出後、結果を通知するまでおおむね3~4か月を要します。また、年金決定に関する追加書類の提出から年金証書の送付まで、さらにおおむね3か月を要します。

請求手続のイメージ



①の申出の際には、初診日、傷病名、症状、初診時の病院を転院しているときはその期日等、これまでの病歴について確認しておいてください。

3 遺族給付

● 遺族厚生年金

1 受給要件(ア～エのいずれかに該当した場合)

ア 組合員が死亡したとき(注)

イ 組合員であった方が退職後に、組合員であった間に初診日がある傷病により当該初診日から5年以内に死亡したとき(注)

ウ 障害等級の1級、2級に該当する障害厚生(共済)年金の受給権者が死亡したとき

エ 老齢厚生年金、退職共済年金の受給者または組合員期間等が25年以上である方が死亡したとき

注：アおよびイの場合は、国民年金法に定める保険料納付要件を満たしていること

2 遺族の範囲と受給の順位

遺族とは組合員または組合員であった方の死亡の当時、その方と生計を共にし、かつ、恒常的収入が年額850万円(所得額では655万5千円)未満の方です。

順位	遺族	備考
1	配偶者 子	・ 夫は55歳以上(原則として60歳未満は支給停止) ・ 子(胎児を含む)は現に婚姻をしていない、以下のいずれかに該当する方 ① 18歳に達する日の属する年度末までの間にある方 ② 20歳未満であって、障害等級の1級・2級に該当する障害状態にある方
2	父母	55歳以上(60歳未満は支給停止)
3	孫	子と同じ
4	祖父母	父母と同じ

3 年金額

遺族厚生年金の額は原則として老齢厚生年金と経過的職域加算額(共済年金)を合計した額の4分の3に相当する額になります。該当者がいる場合には中高齢寡婦加算額が加算されます。

● 遺族基礎年金

1 受給要件

次の要件に該当する遺族である配偶者と子には、遺族基礎年金が支給されます。配偶者が遺族基礎年金を受けている間は子の遺族基礎年金は支給停止になります。

ア 配偶者…… イの子と生計を同じくしていること

イ 子……… 満18歳に達する年度末までの間にある子または20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子で、かつ、配偶者のいない方

2 年金額(令和5年度)

	基本額	子の加算額
子のある配偶者(昭和31年4月2日以降生まれ)が受ける場合	795,000円	・ 第1子と第2子 各228,700円
子のある配偶者(昭和31年4月1日以前生まれ)が受ける場合	792,600円	・ 第3子以降 各 76,200円
子が受ける場合	795,000円	・ 第2子 228,700円 ・ 第3子以降 各 76,200円

4 その他

1 離婚時の年金分割

離婚時の年金分割とは、離婚する当事者の婚姻期間中における厚生年金の保険料納付記録を分割し、それぞれの年金の基礎となる標準報酬に算入する制度です。年金自体を分割するものではありません。この制度は、離婚成立から2年以内に当事者が分割請求をする必要があります。分割方法は「合意分割」と「3号分割」の2種類です。

※ 事実婚の場合に年金分割制度の対象とすることができる期間は、国民年金第3号被保険者として認定されていた期間に限られます。

2 社会保障協定による年金制度の適用関係

組合員本人が在外教育施設など外国に派遣されるとき、派遣先の国と日本との間で「社会保障協定」が締結されている場合は、引き続き自国の年金制度に加入することで派遣先の国の年金制度への加入が免除され、二重加入の防止および年金期間の通算がされます。

3 雇用保険法による失業給付等と年金の調整

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給者が雇用保険の基本手当(失業給付)を受ける場合は、老齢厚生年金が全額支給停止されます。

公務員は雇用保険適用除外ですが、東京都の再任用職員、会計年度任用職員、非常勤教員(日勤講師)、公立大学法人の教職員等は雇用保険が適用となります。

年金受給中に失業等給付を受給する場合は、公立学校共済組合本部へ届出が必要です。未届けや遅延の場合は支給済みの年金を遡って返還していただくことになります。失業等給付を受給する場合は、年金とどちらを受給したら有利か十分検討して手続きしてください。

4 年金にかかる税金

老齢厚生年金等老齢給付の年金は所得税法上の「雑所得」として所得税の課税対象となり、源泉徴収されます(障害年金・遺族年金は非課税)。所得税の源泉徴収は「扶養親族等申告書」に基づいて行い、給与収入などその他の所得がある方や扶養親族等の変更があった場合等は、翌年に所轄の税務署で確定申告により精算することになります。

5 基礎年金番号

基礎年金番号施行時に組合員であった方には、平成9年2月に基礎年金番号通知書を送付しています。20歳未満の方や国民年金、厚生年金に未加入のまま共済組合員の資格を取得した方には、所属所を通じて基礎年金番号通知書を送付します。また、基礎年金番号未付番の20歳未満の子に遺族厚生年金を決定する場合は新たに基礎年金番号が付番されます。

5 厚生年金に関連する手続

① 組合員資格取得

注：一般組合員資格取得届書…基礎年金番号の記載が必要（20歳未満、外国人等で未付番号以外）

注：過去に公務員共済組合の期間がある場合「組合員転入・異動届書兼年金加入期間等報告書」の提出

② 厚生年金保険料および退職等年金分掛金の支払（基本的に給与から源泉徴収）

①P3 ②P4参照

結婚

国民年金第3号被保険者の届出代行……組合員が扶養する配偶者

P8参照

海外派遣

適用証明書の申請 → 「社会保障協定」に基づく派遣先の国の年金制度加入免除

P42参照

一定の障害状態になったとき

在職時の疾病による障害程度の認定請求 → 障害年金の請求

P39参照

育児

3歳未満養育特例

P13参照

離婚

離婚時の年金分割制度

→ 情報提供の請求、年金分割の請求

P42参照

死亡

組合員の遺族による遺族年金の請求

→ 受給要件の確認

P41参照

退職・転出・異動

事由	要件および内容	提出書類
定年前退職	1か月以上の組合員期間がある場合 ・将来の年金受給に備え、年金待機者として登録します。	退職届書（年金待機者登録届書） ※P46参照
他共済へ転出	引き続き他の共済組合に転出する場合 ・当支部以前の期間給料等記録を転出先に移管します。	組合員転出・異動届書 ※P46参照
他支部へ異動	引き続き公立学校共済組合の他支部に異動する場合 ・公立学校共済組合東京支部以前の公立学校共済組合期間給料等記録を異動先に移管します。	
定年退職	<ul style="list-style-type: none"> 再就職しない 再任用短時間勤務等（短期組合員）で再就職をする。 	退職届書（年金待機者登録届書） ※P46参照
	<ul style="list-style-type: none"> 再任用フルタイム勤務をする。 	定年退職時に年金関係書類の提出は不要です。 フルタイム期間中に受給権が発生する方は、在職中に年金決定*1を行います。 フルタイム期間中に受給権が発生しない場合は、フルタイム終了時に年金待機者として登録*2します。

受給権発生後に再就職

雇用形態等	加入する年金実施機関	受給権発生後の厚生年金の受給	提出書類
東京都	再任用フルタイム等	公立学校共済組合	再就職届書・年金証書（支給調整のため）
	再任用短時間・臨時的任用教職員等	日本年金機構	不要
	民間常勤	私学共済	
	私立学校教職員		